# 地方税法の一部を改正する法律案要綱

現 下  $\mathcal{O}$ 経 済情 勢 等 を 踏 まえ、 成 長と 富  $\mathcal{O}$ 創 出  $\mathcal{O}$ 好 循 環 を実 現 する等の 観 点 か 5 上 場 株 式 等 に 係 る 配 所

得等 及び 譲 渡所 得等  $\mathcal{O}$ 課 税  $\mathcal{O}$ 特 例 0) 拡 充等 0 金 融 証 券 税 制  $\mathcal{O}$ 改 正 を行うとともに、 社会保留 障 税 体 改 革

津波 を着実に実施するための により被害を受け た土 個人住民税の住宅借入金等特 地及び 家屋に係る固 定資産税及び 別 税 額控除 都 市 計 等  $\dot{O}$ 画 延長 税  $\mathcal{O}$ 課 税 拡 免除等 充並 びに東日 の措 置 本大震災に係  $\mathcal{O}$ 延 長等  $\mathcal{O}$ 復 興 る

支援 税 制  $\mathcal{O}$ 改 Ē 並 びに 延 滞 金等  $\mathcal{O}$ 見直 L を行うほ か、 税 負 担 軽 減 措 置等  $\mathcal{O}$ 整理 合理化 等を行うこととし、 次

のとおり地方税法の一部を改正するものとする。

第

地

方

税

法に

関

す

る

事

項

- 一 道府県民税及び市町村民税
- 1 前 Þ 年 中 又は 前 年 中  $\mathcal{O}$ 所得について個人の道府県民税又は 市町村民税の 所得 割 が 課された個人の白
- 色 申 告者に 係 る記 録 保存 義 教務を廃. 止すること。 (第四十 五. 条  $\mathcal{O}$ 匹 第三 七 条の 八 関 係
- 2 る公益法 公益 法 人等 人等に から当 対 L て財 該 財 産 産 等の を寄 附 贈 与を受け L た場 合 た他  $\mathcal{O}$ 譲  $\mathcal{O}$ 渡 公益 所 得 法 等 人 等  $\mathcal{O}$ 非 が 課 **当** 税 該  $\mathcal{O}$ 特 特 例 例  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 適 適 用 用 を受け を受け た財 た財 産 産 学を 等を有 有 す す

る公益法人等とみなされた場合に お いて、 非課税 承認が 取 り 消されたときは、 当該 他 |の公益 法 人等に

対して・ 寄 附 時  $\mathcal{O}$ 譲 渡 所得等 に 係 る個・ 人の 道 府県民 税の 所得割 及び 個 人の 市 町 村 民 税  $\mathcal{O}$ 所 得 割 を課い する

こと。(附則第三条の二の四関係)

- 3 個人の道府県民税及び市 町村民税の住宅借入金等特別税額控除について、 以下の措置を講ずること
- 。(附則第五条の四の二関係)
- (-)適 用 期限 (を居: 住 年が平成二十九年であるも のまで四年間 延長すること。
- $(\Box)$ 所得 割  $\mathcal{O}$ 納 税 義 務者 が 住 宅  $\mathcal{O}$ 取 得等をして平成二十六年 匹 月 から平成二十九年十二月までの 間 に

消 費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課 税 標準 كال

居

住

0

用に供

かつ、

当該

住

宅

 $\mathcal{O}$ 

取得等に係

る対

価

 $\mathcal{O}$ 

額

文

は費用

 $\mathcal{O}$ 

額に含まれる消費税

額等

が

新

て課されるべき地方消費税額の合計 額相当額である場合、 個人の道府県民税の住宅借入金等特 別 税

額控除  $\mathcal{O}$ 控除 限 度額については、 所得税の の課税 総所得 金 一額等 の合計 こ額の百c 分の二・八に 相 当する金

額 **当** 該 金 額 が 五. 万 四 |千六百円を超 える場合 に は、 五. 万 四 「千六百円) とし、 個 人の 市 町 村 民 税 0 住

宅借 八金等的 特 別 税額控 除  $\mathcal{O}$ 控 除限 度額については、 所得税  $\mathcal{O}$ 課 税 総 所得金額等の 合 計 額  $\mathcal{O}$ 百 分 0) 兀

- 二に相当する金額 (当該金額が八万千九百円を超える場合には、 八万千九百円)とすること。
- 4 都道 府県又は市 区 一町村に 対する寄附金に係る個 人の 道府 県民税及び 市 町村! 民 税の 寄 附 金税 祝額控除 に

限界税率に、 当該所得税の限界税率に復興特別所得税率(百分の二・一)を乗じて得た率を加算する

ついて、平成二十六年度から平成五十年度までの各年度に限り、

特例控除額の算定に用い

る所得税

 $\mathcal{O}$ 

措置を講ずること。(附則第五条の六関係)

- 5 東 日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくな
- 0 た者 0 相 続人 (当該家屋に居住してい た者に限る。) が当該家屋 の敷地 0) 用 に供され てい た土 地 等

を譲

渡した場合には、

当該.

相

続人は、

当該家屋を被相続

人がその取得をした日

から所有して

١ ر

たも

Ō

とみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得 の課税の特例等の適用を受けることができる

こととすること。(附則第四十四条の二関係)

- 6 東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができ
- なくなっ た納税義務者が住 宅  $\overline{\mathcal{O}}$ 再取 得 又は増改築等をして平成二十六年四月から平成二十九年十二月

まで の 間 院に居住 の用に供した場合、 個人の道府県民税の住宅借入金等特別税額控除 の控除限 度額につ

百円を超える場合には、 いては、 所得税 の課税総所得金額等の合計額の百分の二・八に相当する金額 五万四千六百円)とし、 個 人の市 町 村民税 の住宅借入金等特別税 (当該金額が 五. 額 控 万四千六 除 0) 控

が八万千九百円を超える場合には、八万千九百円)とすること。 (附則第四十五条関係)

所得税の課税総所得金額等の合計額の百分の四・二に相当する金額

(当該金額

除

限度額については、

7 公社債等及び株式等に係る所得に対する課税について、以下の措置を講ずること。

(-)特定公社債及び公募公社債投資信 託等の受益権に対する課税

ア 平成二十八年一月一 日以後に納 税義務者が支払を受けるべき特定公社債、 公募公社債投資信 託

集が公募により行われたものに限る。)の社債的受益権 の受益 権、 証券投資信 託以外の公募投資信 託 の受益権及び特定 (以下「特定公社債等」という。) 目的信託 (その社債的受益権 の利 の募

子等については、 利子割の課税対象から除外した上、 配当割の課税対象とすること。 (第二十三

条、第七十一条の三十一関係)

1 国外公社債等  $\mathcal{O}$ 利子等で配当割 の課税対象となるもの についてその支払 の際に課される外国所

得 税 の額がある場合には、 その国外公社債等の利子等の額からその外国所得税の額を控除 した 金

額に対して配 当 割  $\mathcal{O}$ 特 別 徴収を行うこととすること。 (第七十一条の二十九関 係

ウ 1 て納税義務者が申告した場合には、 平 成二十八年 <u>一</u>月 日以後に納税義務者が支払を受けるべき一定の特定 所得割の課税対象とし、道府県民税については百分の二、 公社 債 等  $\bigcirc$ 利子等につ

工 平 成二十八年一月一 日以後の源泉徴収選択 八口座内 の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等 ( 特

支払を受ける金額を含む。 以下同じ。 )については、 株式等譲 渡所得割 の課税対象とすること。

渡所得等に係る収入金額とみなされる特定公社債等の

僧還

又は

部解

約

等により

(第二十三条関係)

定公社債等

0

譲

市

町村民税については百分の三の税率による分離課税とすること。

(附則第三十三条の二関係)

才 平成二十八年一月一日以後における源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡所得等について

納 税義務者が申告した場合には、 所得割 の課税対象とし、 道府県民税については百分の二、 市 町

村民税につい ては百分の三の税率による分離課税とすること。 (附則第三十五条 の二の二関係

T 上 場 株 式等 の譲渡損失及び配当所得の損益通算 の特例  $\mathcal{O}$ 対象 に、 特定公社 債等  $\mathcal{O}$ 利子 所得等及

上場

株式

等

0

譲

渡損失及び配当所得

. の 損

益

通算並

一びに繰越控除

の特

例

の対

象範

囲

 $\mathcal{O}$ 

拡

充

 $\mathcal{O}$ び にこ 譲 限る。 渡所得等を加え、 及び譲 渡 これらの所得間並 所得等との 損 益通算を可能とすること。 びに 上 場 ※株式: 等 Ò 配当所得 (附則第三十五条 (申告: 分離 課税を選択 の 二 一 0 六 関 L 係 たも

1 平成二十九年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、 前年 前三 一年内の

各年に生じた特定公社債等の譲渡損失の金額 (前年前において控除されたものを除く。 は、 特

定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得 (申告分離課税を選択 した

Ł Ō に限 る。 及び 譲 渡所得等か 5 0 )繰越 控除を可能とすること。 (附則第三十五条の二の六関

係

三 特定口座での取扱い

ア 個 人が特定 口座を開設している金融商品取引業者等への買付けの委託により取得した特定公社

債等又は当該 金融商 品 取引業者等から取得した特定公社債等を、 当該特定 П 座 へ受け入れること

が できることとすること。 この場合には、 特定 口 座内の特定公社債等に係 いる譲渡 所得等  $\dot{O}$ 金 額と

特 定 座 以外の 特定公社債等に係る譲渡 所得等の 金額 は、 区分してこれらの金額を計算すること

。(附則第三十五条の二の四関係)

1 源泉徴収 選択 П 座に受け入れ た特定公社債等の 利子等又は上場株式等 の配当等に対する配 割

 $\mathcal{O}$ 額を計算する場合に おいて、 当該 源 泉徴 収 選択  $\Box$ 座内に お ける特定公社 債等 又 は 上 場 株 式 等に

係る譲渡損失の金額があるときは、 た金額に対して百分の五の税率を乗じて徴収すべき配当割の額を計算すること。 当該利子等又は配当等の額から当該譲 渡損失の金額を控除 (附則第三十五 し

条の二の五関係)

ア

平

成二十八年一月

日

以

後に納

税義務者

が支払を受けるべき特定

公社

債以外の

公社

債、

私募公

特定公社債以外の公社債及び私募公社債投資信託等の受益権に対する課税

(四)

社債投資信 託 の受益 権 証券投資信 託以外の私募投資信 託 の受益 権 及び特定目 的信託 (その 社 債

的受益権 の募集が公募以外の方法により行われたものに限る。)の社債的受益権 ( 以 下 般公

社債等」という。)については、 引き続き利子割の課税対象とすること。 ただし、 同族会社が発

行 した社債の利子でその同族会社  $\mathcal{O}$ 判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、 総合課税

の対象とすること。 (第二十三条、 第七十 条の 八 関 係

1 平成二十八年一月一日以後の一般公社債等の 譲渡に係る譲渡所得等 般公社債等の譲渡 所得

償還金でその同族会社 民税については百分の三の税率による分離課税とすること。 む。 等に係る収入金額とみなされる一般公社債等の償還 以下同じ。)については、 の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、 所得割の課税対象とし、 又は 道府県民税については百分の二、 部解約等により支払を受ける金額を含 ただし、同族会社が発行した社債 総合課税の対象とす 市 町 村  $\mathcal{O}$ 

(<u>Fi</u>) 除く。)については、 平成二十八年一 .割引債の償還金に係る配当割額相当額を控除すること。 当該 月一 割引債の償還差益については翌年度の所得割の課税対象とし、 その割引債 日以後に支払わ の償還 れるべき割引債 の際、 その 償還金に係る差益・ の償還金 (第二十三条、 (特定口座 金額 定におい に 第七十一条の三十 . 対 し 当該 て配当割を課 て支払 所得 わ 割 れるも 額 から 一関 のを す

(附則第三十五条の二関係

**(73)** 株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、 上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る

係

譲

渡所得等を別

々

、の分離

課税

制度とした上で、

特定公社債等及び上場株式等に係る譲

渡

所得等

の分

離課税並びに一 に改組することとするこ

般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税

と。(附則第三十五条の二、附則第三十五条の二の二関係

(七) 特定管理株式等が 価 値 を失っ た場合 <del>,</del> 損失の 特例 等 0) 拡 充

T 特定口座で管理されている内国法人が発行した特定公社債につき、公社債としての価 値を失っ

たことによる損失が生じた場合として当該特定公社債を発行した法人の清算結了等の 事 実が

たときは、 当該事実が生じたことは特定公社債の譲渡をしたことと、 当該損失の金額 は特定公社

債 0 譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなすとともに、 当該 脳損失の· 金 額を上場

株式等に係 る 譲 波渡損. 失  $\mathcal{O}$ 損 益 通算 及び繰り 越 控控 除  $\mathcal{O}$ 特例 0 適用対象とすること。 (附則第三十五

の二の三関係)

1 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、 本特例

によって株式等の譲渡により生じた損失の金額とみなされた金額を上場株式等に係る譲 被渡損 失  $\mathcal{O}$ 

金額とみなすとともに、 当該損失の金額を上場株式等に係る譲 渡損失の損益通算及び繰越控 除  $\mathcal{O}$ 

特例の適用対象とすること。(附則第三十五条の二の三関係)

ウ 特定中 小会社が発行した株式に係る譲渡損 失の繰越控除等の特例について、 本特例 により 控除

することができる譲渡損失の金額 は、 上場株式等に係る譲渡所得等の 金額 及び一 般株 式等に係る

譲 渡 所得等 0 金額から 控除できることとすること。 (附則第三十 五. 一条の三 関 係

平成二十八年十月一日以後の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収について、

以下の措置を講ずること。

8

(-)市 町村が特別徴収対象年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する年金所得に係る仮

特 別 徴 収 、税額を、 当該. 市 町 |村が 特別 徴収対象年 金所得者に対して課し た前に 年度分の 個 人  $\mathcal{O}$ 市 町 村民

税 のうち 前 々年中 . (T) 公的 年金等に係 る所得 に係 る所得が 割 額及び均等割額  $\mathcal{O}$ 合算額 の二分の に相

する額とすること。(第三百二十一条の七の八関係)

特別 徴収対象年金所得者が賦課期日後に市 町村の区域外に転出した場合においても、 一定の要件

の 下、 特別徴収を継続すること。 (第三百二十一条の七の九関係

9 平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割 この納税が 義務者について、 利子等

の支払を受ける法 人を除外し、 利子等 の支払を受ける個人に限定すること。 (第二十四条、 第二十五

条の二、第七十一条の七、附則第四十一条関係)

該 法 人に係る道府 県民税均等割 額等 へ充当又は還付する制度を廃止すること。 ( 第 五 4十三条 関 係)

11 法人税割の課税標準である法人税額について、 平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一

日までの間に開始する各事業年度に限り、 中小企業者等の国内の設備投資額が増加した場合の法人税

額 の特別税額控除 の適用を受けた額とする特例措置を講ずること。 (附則第八条関係

12 法 人税 割  $\mathcal{O}$ 課税標準である法人税額について、 平成二十五 年四月一 日 から平成二十八年三月三十一

日 ま で 0) 間 に開 始す うる各事 業年度に限 り、 中 小企業者等 0 雇 用者給与等支給 額 が 増加した場合の法人

税額 の特 別 税額 控除 の適用を受けた額とする特例措置を講ずること。 (附則第八条関係)

#### 一事業税

1 関 連者等に係る純支払利子等の課税の特例の創設に伴い、 法人事業税の付加価 値割 の課税標準 であ

る単 -年度損 益につい て所要 の措置を講ずること。 (第七十二条の十八 (関係)

2 前 Þ 年 中 又は 前 年 中  $\mathcal{O}$ 所得に つ いて事 業税が課された個人の白色申告者に係る記録保存義務を廃止

すること。 (第七十二条の五十五の三関係)

金額  $\mathcal{O}$ 範 囲 に、 他  $\mathcal{O}$ ガ ス 供 給業を行う法 人から 託 送供給を受けてガ ス 0 供給を行う場合の 当 該 供 給 に 入

係る収入金額のうち、 ガス事業法に規定する大口供給に応じるガスの供給に係る託送供給  $\mathcal{O}$ 料金とし

て支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を平成二十八年三月

三十一日まで延長すること。 (附 則第 九条関係

4 次に 掲げる課 税 標 準の 特 例 措置を廃 止 すること。 附 訓第 九条関係

(-)株 式 会社 商 工 組 合中 央 金 庫 に係 る資 本 割  $\mathcal{O}$ 課税 標準  $\mathcal{O}$ 特 例 措 置

(<u>\_\_</u>) 株式· 公会社日-本 政 策投資 銀行に係る資 本割 の課 脱税標準  $\mathcal{O}$ 特 例 措 置

三 不動 産 取 得税

1 不動 産 特定共同事業法に規定する特例事業者が一定の不動 産特定共同事業契約により取得する一定

 $\mathcal{O}$ 不 動 産につい て、 当該 取 得が 不 動 産 特 定共 同 事 業法 .. つ 部を改一 正する法律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 か ら平成二十

七年三月三十一日 こまでの 間 に 行 わ ħ た 場 勿合に限 り、 当 該 不 動 産  $\mathcal{O}$ 価 格 の二分の \_\_\_ に相当する額を価格

から控除する課 税 標準  $\mathcal{O}$ 特 例 措置を講ずること。 (附則第十一 条関係

次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

(-)預 金保 険 法に 規 定する協 定 銀 行が 協 定の定 めにより 内 閣 総 理 大臣 0) あっせ んを受けて行う破る 綻 金

融 機 関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産 の買取りにより取得する不動産

に係る非課税措置の適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十条関係

 $(\Box)$ 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めに より保険契約者保護機 構の委託を受けて行う破綻保

険会社等の資 産  $\mathcal{O}$ 買取りに より取得する不動 産 に係る る非 課 i 税 措置  $\mathcal{O}$ 適 用期限を平成二十七年三月三

十一日まで延長すること。(附則第十条関係)

(Ξ) 農業 経 営基 盤 強 化促進法に 規定す ^る農用! 地 利 用集積 計画に基づき取得する農用 地 区域内に ある土

地 に係る課税標準 の特例措置の適用 期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。 附 則第

十一条関係)

(四) 定の特定目的会社が資産 流 動化 計 画に基づき取得する一定の不 動産に係 る課税標準 の特例措 置

の適 用 期 限 を平 成二十七年三月三十一 日まで延長すること。 附 則 第十 条関 係

(<u>Fi</u>) 信 託会社等が投資信 託 の引受けにより取得する一定の不動 産 に係 いる課税で 標準  $\mathcal{O}$ 特 例措 置  $\mathcal{O}$ 適 用 期

限を平均 ·成二十七年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十一 条関 係

- (7)定の 投資法 人が取得する一定の不 動産に係る課税 標準  $\stackrel{\cdot}{\mathcal{O}}$ 特 例措 置 一の適 用期限を平成二十七年三
- 月三十一日まで延長すること。(附則第十一条関係)
- (七) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動

産に係る課税標準 の特例措置 |の適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。 (附則第

十一条関係)

(7) 公益社 団法人又は公益財団法 人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財 の公演 のための

設 0 用に供する一定 の不動 産に係る課税標準  $\mathcal{O}$ 特例措置  $\overline{\mathcal{O}}$ 適用期限を平成二十七年三月三十一日

まで延長すること。(附則第十一条関係)

施

(九) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸

家住宅に係る課税標準 の特例措置の適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。 **附** 

則第十一条関係)

(+)心身障· 害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者 の雇用の促進等に関する法律に規定する助成

金等の支給を受けて取得する一定の事 業 0) 用に供する施設に係 る税額  $\mathcal{O}$ 減 額措 置  $\mathcal{O}$ 適用 期 限 を平成

一十七年三月三十一日まで延長すること。 附 則第十 条  $\mathcal{O}$ 兀 関 係

(±) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築

貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成二十七年三月三十一日ま

で延長すること。(附則第十一条の四関係)

(<u>±</u>) 独立 行 政法人中小企業基 盤整備 機 構 |が取得する独立行政法人中小企業基盤整備機構法 に掲げる

定 0 業務 に より 整 備さ れ たエ 一場又は 事 業場 0 用 に供する る一 定 の家屋 に · 係 る非 課税措置  $\mathcal{O}$ 適 用期限 を

平成二十六年三月三十一 日まで延長すること。 (附則第五十一条の二 一関係)

3 次のとおり課税標準の特例措置を改めること。

(-)農業協 |同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化

 $\mathcal{O}$ ため 0 共同 利 用 施設に係る課税標準 の特例措置について、 対象から ら食品 の製造 過 程 の管理の の高 度

化 に 関する臨 時 措 置法  $\mathcal{O}$ 規定に基づく資金 の貸付けを受けて当該 施 設 を取得る する場合を除外した上

そ 0) 適 用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十 -一 条 関 係

 $(\Box)$ 土 地 改 良法 の規定に基づき土地を取得することが適当と認め る者が 取得する る 一 定の換 地 に係 る課税

標 潍 0 特 例 措置 に つい て、 対象を東 日 本大震災の津波被災区域を含む 換地 計 画 に 基づき取得する

定 の換 地 に限定した上、 その 適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十

一条、附則第五十一条の二関係)

4 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

(-)独立 行 政法: 人森林総 合研 究 所が行う一定 の事業に伴う仮換 地等 · の指 定又は換 地若しくは交換分合

に ょ り 取 得 す る土 地 に係 る特 例 措置 (第七十三条の二、 第七十三条の 六関 係

 $(\Box)$ 独立行 政法人森林総 合研 究所が一定の事業により取得する不動産 に 係る非課税措置 (附則第十条

関係)

 $(\Xi)$ 外貿埠頭公社の民営化に伴い、 公社から民営化会社が承継する不動産に係る非課税措置 (附則第四

十条関係)

四 自動車取得税

衝突に対する安全性の向上を図るための装置を装備した自動車に係る自動車 取得税の課税標準 の特 例

措 置 の適 用 対象に、 車 声 総 重 量 が 五トンを超える一定の 乗用車1 一及び一 定のバ スを加えること。 附 則第

十二条の二の五関係)

五 固定資産税及び都市計画税

1 エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に掲げる機械類でエネルギー

消費量との対比における性能 の向上に著しく資する一定の設備のうち平成二十五年四月一日から平 成二

間 はその 価 格 の六分の 五とする特例措置を講ずること。 (附則) 第十五 条関! 係

十七年三月三十一日までの

間

に新い

たに取得されたものについて、

固定資産税

の課税

標準を取

得後三年度

に係

2 鉄道 事業者等が、 平成二十五年四月 日日 から平成二十七年三月三十一日 まで の間に既設の 鉄軌道

る地震防災上必要とされる補強のための工事で取得した一定の償却資産について、 固定資産税  $\mathcal{O}$ 課 税 標

準 を取得後五年度間はその価格の三分の二とする特例措置を講ずること。 (附則第十五条関

3 平成二十五年四 月 日から平成二十七年三月三十一日までの間に締結された都市 再生特別 措置法 の規

定による管理協定に係る同 法に規定する協定倉庫について、 固 定資 産税及び 都市 計 画 税  $\mathcal{O}$ 課 税 標準 を締

結後五年度間 はその価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の 五以下の範 囲内にお いて市 町村 の条

例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置を講ずること。 (附則第十五条関係)

4 定資産税及び都市 二十七年三月三十一日までの間に取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産について、 政府の補助を受けて港湾法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から平成 港湾法に規定する特定貨物取扱埠 計 画税の課税標準を取得後十年度間はその価格の三分の二とする特例措置を講ずるこ -頭機能 高度化事業を実施する者が、 特定貨物輸入 拠点港湾におい 固 て

5 年度課税土地等及び平成二十五年度二分の一減額課税土地等を除く。)について、平成二十五年度分  $\mathcal{O}$ に所在する土地及び当該区域内に平成二十五年度に係る賦課 固定資産税及び都市計画税を課さないものとする特例措置を講ずること。 東 日 本大震災に係る津 波により甚大な被害を受けた区域のうち市 期日にお 町村長が指定して公示した区 į, て所在する家屋 (附則第五十五条関係 (平成二十五 域 角

<u>ک</u> 。

(附則第十五条関係)

6 状況、 に 所在する土地 東 日 本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定して公示した区域内 社会資本の復旧 及び当該区域内に平成二十五年度に係る賦 の状況等を総合的に勘案し、 固定資産税額及び都市計画税額のそれぞれ二分の 誤期日に にお いて所在する家屋で、 その 使用

に相当する額を減 類することが適当と認めるものについて、 平成二十五年度分の 固定資 産 税額 及び

都 市 計 画 税 額からそれぞれ二分の一に相当する額を減額するものとする特例措置を講ずること。 **(**)

### 則第五十五条関係)

7 耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、 対象となる住宅のうち、 当該耐震改

修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物であ

0 たものに係る減額を当該耐震改修が完了した年の翌年度から二年度分 (現行一年度分)とすること。

(附則第十五条の九関係)

次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

8

(-)独立行政法人鉄道 建設 運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進

法に規定する都市 鉄道利 .便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置につい 7

その対象資産 の整備期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十四 [条関係]

倉庫業者 が新設 又は増設 した流 通 機能 の高度化に寄与する一定の倉庫等に係る固 定資産 税 及び都市

計 画 税  $\mathcal{O}$ 課 税標準 の特例措置について、 その対象資産 の新 設又は増設 の期限を平成二十七年三月三十

一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

 $(\Xi)$ 等の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税 心身障害者を多数雇用する事業所 の事 業主が障害者の雇 の課税標準の特例措置について、 用の促進等に関する法律に規定する助成金 その対象資

産

の取得期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。

(附則第十五条関係

- (四) 対象資産 電気自動車に水素を充填するための設備等に係る固定資産税の課税標準 の取得期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。 附 則第十五 の特例措置について、 条関係 その
- (<u>Fi</u>) 係る固定資産税 日まで延長すること。 鉄道事業者等が (T) 課税標準 政 府の補助を受けて取得した車 (附則第十五条関係) の特例措置について、 その対象資産の 両 の運行 の安全性の向上に資する 取得期限を平成二十七年三月三十一 一定の ) 償却資 産に
- (7)ものに係 鉄道事業者等が取得した新造車両で高齢者、 る固定資産税の 課税標準 の特例措置について、 身体障害者等が円滑に利用できる一定の構造を有する その対象資産の取得期限を平成二十七年三月
- (七) 鉄道事業者等が取得して、 事業 の用に供する一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特 例措

三十一日まで延長すること。

(附則第十

五

条関係

置につい て、 その 対象資 産の取得期限を平成二十七年三月三十一 日まで延長すること。 (附則第 十五

#### 条関係)

- (7) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用 に供す
- る家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計 画税の課税標準 ・の特例措置について、 その対象資産
- 0) 取 得期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十五条関係)
- (九) 鉄 道事業者等が 都市鉄道等利便増 進 法に規定する都市 鉄道 利便 増 進事業により取 得 定の都市

した

鉄道 施設及び駅 附 帯 施 設  $\mathcal{O}$ 用に供する家屋及び償却資産 に係 る固 |定資産税及び都 市 計 画 税  $\mathcal{O}$ 課 税 標 準

 $\mathcal{O}$ 特 例措置について、 その 対象資産 の取得期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。 **(**)

### 則第十五条関係

- (+) 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための
- 施設 の用 に供する一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び 都市 計 画税  $\mathcal{O}$ 課税標準  $\mathcal{O}$ 特例 措 置 に つい
- て、 その 適 用期限 を平成二十六年度分まで延長すること。 (附則第 十五条 関係
- $(\pm)$ 港湾法に規定する港湾運営会社が、 国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾において、 政 府 の補 助等

を受けて取得した一定の 港湾施設 の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び 都市 計 画 税  $\mathcal{O}$ 

課税標準  $\mathcal{O}$ 特例措置について、 その対象となる施設の取得期限を平成二十七年三月三十一日まで延長

すること。(附則第十五条関係)

(<u>生</u>) 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定

資産税の減額措置について、 その対象となる施設建築物 の新築期限を平成二十七年三月三十一日まで

延長すること。(附則第十五条の八関係)

(生) 高 E 齢者 の居住 の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定

の貸家住

宅に係る固定資産税 の減額措置について、 その対象資産 の新築期限を平成二十七年三月三十一日まで

延長すること。(附則第十五条の八関係)

(武) 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の施設建築物に係る固定資産税の減額

措置について、 その対象資産の新築期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十

五条の八関係)

(芸) 高齢者等の居住 の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行わ

れた住宅に係る固定資産 税の減額措置について、 その対象資産の改修期限を平成二十八年三月三十

日まで延長すること。(附則第十五条の九関係)

(共) 外壁、 窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の

減額措置について、 その対象資産の改修期限を平成二十八年三月三十一日まで延長すること。 (附則

第十五条の九関係)

(七) 独立行政法人中小企業基盤整備 機 構が、 独立行政法人中小企業基盤整備 機構法に掲げる一 定の業務

に ょ り 整備、 した工場又は事業場  $\mathcal{O}$ 用に供する一定の家屋に係る固定資産税及び都市 計 画 税  $\mathcal{O}$ 非 課 税措

置について、 その対象となる家屋の取得期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。 (附則

第五十六条の二関係)

9 郵政民営化に伴い合併前の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が日本郵政公社から承継 カゝ つ

日 本郵 便株式会社 が所有する一 定の固定資産に係る固定資産税及び 都市計 画 税 0 課税標準 進  $\mathcal{O}$ 特 例 措

置に つい て、 課 税 標準をその 価 格 の五 分の三(現行二分の一)とした上、 その適用期限を平成二十七

年度分まで延長すること。(附則第十五条関係)

次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

(-)独立行 政法. 人森林総 合研 究所が行う一 定の事 業の施行に伴 い指定された仮換 地等に係る固定資 産

税及び都市計画税 0 納税義務者の特 例措置 (第三百四十三条関 係

 $(\Box)$ 独立行政法人森林総合研究所が旧農用地整備公団法に規定する業務の用に供する固定資産に係る固

定資産税及び都市 計画税の 非課税措置 (附則第十四条関係)

例措置 (附則第十五 条関 係

 $(\Xi)$ 

外貿埠頭公社が

所有する一

定

の特定用途港湾施設に係る固

定資産税及び都市計

画

|税の

課税標準

· の 特

(四) 鉄道施設等の貸付けを行う法人が 政府の補助を受けて行う既設の 鉄道の駅等の改良工事で周 辺 の都

市 機能の増進に資するものとして取得した一定の家屋及び構築物に係る固定資産税  $\mathcal{O}$ 課税標準  $\mathcal{O}$ 特例

措置 (附則第十五条関係

(<u>Fi</u>) 電気通信 事業を営む者で資本金 の額又は 出資金の額が一 億円以下の法人であるも のが電気通信 基盤

充実 臨時 措置法 に規定す る高度通 信 施 設 整備事業により新設した一定の設備に係る固定資産税 の課税

標準  $\mathcal{O}$ 特 7例措置 (附則第十五条関 係

**(73)** 三宅島噴火災害により 滅失し、 又は 損 壊した家屋 の所有者が当該家屋に代わるものとして、 定の

被災 地 域内 ...で取得. Ļ 又は改築した家屋に係る固定資産 税  $\mathcal{O}$ 減 額 措 置 附 則 第十六条の二 関 係

(七) 三宅島噴火災害により滅失し、 又は損壊した償却資産の 所有者が当該償却資産に代わ るものとし

て、 定の被災地域内で取得し、 又は改良した償却資産に係る固定資産税 の課税標準 (T) 海例: 措

附則第十六条の二関係)

(7) 新潟 県 中 越 沖 地 震災害により滅失し、 又は 損 壊した家屋  $\mathcal{O}$ 所 有 者 が 当該家屋に代わ るも のとして、

定 0 被災 地 域 内 で取 得 又は 改築した家屋に係 る固 [定資産 税 及び 都 市 計 画 税  $\mathcal{O}$ 減 額 措 置 附 則

第十六条の二関係)

六 狩猟税

鳥 獣 による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕 獲員

が 受け る狩 猟 者 の登 録 に係る税率を二分の一 とする特例 措置等 0 適用期限を平成二十八年三月三十一日

まで延長すること。(附則第三十二条関係)

七 事業所税

特定農産加 工業経営改善臨 時措置法に基づく事業用施設に対する資産割の 課税標準の特例措置に つい

て、 その適 用期限を法人にあ っては一年三月、 個人にあっては一年延長すること。 (附則第三十三条関

係)

## 八 国民健康保険税

1 国民 健康保険か ら後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属

する世 帯の 国 民健康保険税について、 移行後五 年目まで 、 の 間 0 世帯 別平等割額 の二分の一 を軽減する

措置に加え、 移行 1後六年1 目 カゝ ら八年目までの間 に お 1 ても世 帯別平等割 額  $\mathcal{O}$ 匹 一分の一 を軽減する措置

を講ずること。(第七百三条の四関係)

2 国民健康保険税の軽減措置に係る基準額等の算定において、 国民健康保険から後期高齢者医療に移

行後五年目までの間に限り当該移行した者を含めて算定することとしている措置を恒久化すること。

(第七百三条の四関係)

九 その他

1 更正 の請求をすることができる期限について日曜日・祝日等に当たりその翌日 が期限とみなされる

場合又は災害等によ あ 0 た 日 0) 翌日 か ら起算し ŋ 期 限 て六月間 延長され 更正 る場合には、 の請求に係る更正等を行うことができることとすること。 更正 等  $\mathcal{O}$ 期 間 制 限 の特例として、 当該 更正 一の請 求 が

第十七条の六関係)

2 延滞 金及び還付加算金の割合等について、 次のとおり見直しを行うこと。 (附則第三条の二関係)

(-)けた場 年に により あ ントを超える場合には、 セ 延 っては当該特例基準 におけ 滞 ン 合 <u>|</u> 告示され 金 る特別 の延滞・ に満  $\mathcal{O}$ 割合は、 例 たな 基 た割合に年 金については、 準 Ň 各 年 場 割合に年七 育に 割合に年一パーセントを加算した割合 年七・三パ の特例基準 は、 <u>・</u> パ 当該徴収 その ・ 三 パ セ 割合 ーセントの割合) 年 ン 中に トの割合 の猶予等をした期間に対応す セント (当該年の お 1 ・を加算・ ては、 を加 前 算 とすること。 年 年に した割合とし、 L 十四四 た割合をいう。 租税特 (当該加算した割合が年七・三パ 六パ 莂 また、 ] 措置法第九十三条第二 んる延 セ 年七・三パー 以下 ント 徴収 滞 同 金 0 割合に、 ľ,  $\overline{\mathcal{O}}$ の猶予等の 額 セ のうち、 が ン あ 1 年七 0 適 7 項  $\mathcal{O}$ 当該 用を受 は当該 割合に  $\mathcal{O}$ 規定 ] セ 延

滞金

 $\mathcal{O}$ 

割

合が特例基準割合であるとした場合に

におけるご

)延滞:

金

の額を超える部分の

金額を免除するこ

 $(\Box)$ 還付は 加 算 金  $\mathcal{O}$ 割 合は、 各年  $\dot{O}$ 特 例基準 割合が年七 · 三 パ ] セントに満たない場合には、 その年 中に

おいては、当該特例基準割合とすること。

第二 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前 記 第一 0 0 1, 2 4 及び5、 第一の二の2並びに第一の 九 0 2 0 改正は平成二十六年一 月 一 日

カン 5 第  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 3 及 び 6  $\mathcal{O}$ 改 Ĩ は平成二十七年 月 日 カコ 5 第  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 7  $\mathcal{O}$ (-) $\mathcal{O}$ ア、 1 及 び エ (Ξ)

 $\mathcal{O}$ イ、 (四)  $\mathcal{O}$ ア 並 び に (<u>Fi</u>) 9 並 び に 10  $\mathcal{O}$ 改 正 は平 ·成二十 凣 年 月 日 か 5 第  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 8  $\mathcal{O}$ 改 正 は 平 成二

十八 年 + 月 日 カン ら、 第一  $\mathcal{O}$ <del>---</del>  $\mathcal{O}$ 7 の一ウ及びオ、 <u>(</u> (Ξ)  $\mathcal{O}$ ア、 (四)  $\mathcal{O}$ イ (7)並 び に (七)  $\mathcal{O}$ 改 正 は 平 成二十

九 年一 月一 日 から、 第 一 の 三 の 1 Ø 改 正 は 不 動 産 特定共 同 事 業法 (T) 部を改正する法律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 か 5

第  $\mathcal{O}$ 五.  $\mathcal{O}$ 4 の改正 は港湾法 の 一 部を改 正する法 律附 則 第一 条第一号に掲げる規定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 か ら、

第 0) 五.  $\mathcal{O}$ 7  $\mathcal{O}$ 改 正 は 建 築 物  $\mathcal{O}$ 耐 震 改 修  $\mathcal{O}$ 促 進 に . 関 する法律 か 一 部を改正 する法律の 施行  $\mathcal{O}$ 日 か , 5 そ

の他の改正は平成二十五年四月一日から施行すること。